

処分の概要	個人番号カードの返納命令		
法令名称 根拠条項	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令 第16条第1項		
法令番号	平成26年政令第155号		
【基準】 政令第16条の規定による。 (個人番号カードの返納命令) 第16条 住所地市町村長は、法第17条第1項の規定による個人番号カードの交付又は同条第3項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定による個人番号カードの返還が錯誤に基づき、又は過失によってされた場合において、当該個人番号カードを返納させる必要があると認めるときは、当該個人番号カードの交付を受けている者に対し、当該個人番号カードの返納を命ずることができる。 2 住所地市町村長は、前項の規定により個人番号カードの返納を命ずることを決定したときは、当該個人番号カードの交付を受けている者に対し、書面によりその旨を通知するものとする。この場合において、通知を受けるべき者の住所及び居所が明らかでないときその他通知をすることが困難であると認めるときは、その通知に代えて、その旨を公示することができる。			
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日